

## 香川県条例第26号

特定非営利活動促進法施行条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する等の条例  
(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認証の申請等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号又は第30条の15第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p> <p>6～8 略</p>	<p>(設立の認証の申請等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票に記載をした事項に関する証明書(住所が記載されているものに限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号又は第30条の8第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p> <p>6～8 略</p>
<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第23条第2項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号又は第30条の15第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 法第23条第2項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける場合における第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号又は第30条の8第1項第1号の規定により役員に係る本人確認情報の提供を受け、又はそれを利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。</p> <p>3 略</p>

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部改正)

第2条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例(平成14年香川県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の13第1項の条例で定める県内の市町の執行機関(次条及び別表第1において「県内の市町の執行機関」という。)及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(県内の市町の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による保存期間に係る本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の15第1項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第56条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。</p>	<p>(本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関及び事務)</p> <p>第2条 法第30条の7第4項第2号の条例で定める県内の市町の執行機関(次条及び別表第1において「県内の市町の執行機関」という。)及び事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(県内の市町の執行機関への保存期間に係る本人確認情報の提供方法)</p> <p>第3条 知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間に係る本人確認情報の県内の市町の執行機関への提供(同項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行うものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第4条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報の利用の状況の公表)</p> <p>第5条 知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の8第1項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の9第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)第56条第1項に規定する香川県個人情報保護審議会とする。</p> <p>(情報提供手数料)</p> <p>第7条 法第30条の10第4項に規定する情報提供手数料の額は、同条第1項</p>

に規定する指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供に要する費用を当該本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎として、当該指定情報処理機関が定めるものとする。

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の負担)

第8条 法第30条の37第2項本文の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 略

(自己の本人確認情報の開示に係る費用の負担)

第7条 法第30条の32第2項本文の規定により書面による本人確認情報の開示を受ける者は、当該書面の作成及び交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第8条 略

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の廃止)

第3条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例(平成15年香川県条例第60号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成28年1月1日から施行する。  
(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 第3条の規定による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例第2条第1項に規定する発行手数料であって、第3条の施行日においてまだ徴収され、又は納付されていないものについては、なお従前の例による。  
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 略		(市町が処理する事務の範囲等) 第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
事	務	市	町
1	略	1	略
2から4まで	削除	2	電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する
			各市町

	<p><u>る条例（平成15年香川県条例第60号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(1) 条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収</u></p> <p><u>(2) 条例第2条第3項の規定による発行手数料の納付</u></p>
5～55 略	3及び4 削除
	5～55 略